

国公立高等学校等奨学のための給付金の 申請手続きについて

制度概要

全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、府内に在住する低・中所得世帯の保護者に対し、授業料以外の教育費の経済的負担を軽減するために、返還不要の現金を支給します。

支給対象となる要件

令和8年7月1日現在において、次の要件をすべて満たしている必要があります。

- ① 保護者等(親権者等)全員が**大阪府内に在住している**こと。(※1)
- ② 生徒が、平成26年4月1日以降に高等学校等の第1学年に入学していること。
(平成27年4月1日以降に第2学年に、平成28年4月1日以降に第2・3学年に編転入学している生徒を含む。)
- ③ 生徒が高等学校等就学支援金又は新修学支援制度の受給資格を有する者、
又は高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)の補助対象者となる者であること。
- ④ 生徒が国公立の高等学校等に在学していること。(大阪府外の国公立高等学校も対象です。)
原則、令和8年4月1日現在において休学していないこと。

< 高等学校等就学支援金 の対象生徒の場合 >

- ⑤ 保護者等全員の**令和8年度**道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合計額が
 - ・非課税(0円)の世帯
 - ・105,500円未満の世帯
 - ・105,500円以上182,500円未満の世帯 のいずれかであること。又は**生活保護(生業扶助)受給世帯**であること。

< 高等学校等就学支援金(経過措置)及び高校生等新修学支援等の対象生徒の場合 >

- ⑤ 保護者等全員の**令和8年度**道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合計額が
 - ・非課税(0円)の世帯又は**生活保護(生業扶助)受給世帯**であること。

- ※1 大阪府外に在住している場合は、お住まいの都道府県へお問い合わせください。
保護者等のうち一方のみが大阪府外に在住している場合は、生活の本拠が大阪府内にある世帯に限り、大阪府に申請できます。
- ⑥ 保護者等(親権者等)が海外赴任等で日本国内に住所を有しておらず、住民税の所得割額が確認できない場合は対象外です。
- ⑦ 児童養護施設に入所している生徒や里親に養育されている生徒で、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合は、この給付金の対象となりません。
- ⑧ 支給の回数は、毎年度1回、全日制:通算3回、定時制・通信制:通算4回 を上限とします。
学び直し支援金の支給対象者は、上記回数に加えて 全日制:1回、定時制・通信制:最大2回 までを上限とします。

申請に必要な書類

申請区分	申請書	生活保護 受給証明書	課税証明書等 (※3)	国籍等 確認書類	通帳等の 写し	在学証明 書等
区分1:生活保護受給世帯	●	●	—	●(※4)	●	▲(※5)
区分2・3・4: 課税・非課税世帯	●	—	●	●(※4)	●	▲(※5)

※3 次の①～③のいずれかの書類です。

(基準日(令和8年7月1日)以降、且つ申請日から3ヶ月以内に発行された令和8年度のもの。)

①市町村民税・府民税 課税(非課税)証明書の原本(※税の申告をしてから発行してもらってください)

②市町村民税・府民税 特別徴収税額の決定通知書(納税義務者用)のコピー

(※分割せず1枚の紙に収まるように印刷してください)

③市町村民税・府民税 納税通知書のコピー(※複数ページに渡る場合は、全ページのコピーが必要です)

※4 国籍等確認書類とは、次のA(すべての生徒)、B(生徒が日本国籍以外の場合)、

C(生徒が家族滞在している場合)の書類です。

A 国籍を確認できる書類

・住民票の写し

B 在留資格及び在留期間がわかる書類

・特別永住者証明書のコピー、在留カードのコピー、在留資格・在留期間が明記された住民票の写し等

※AとBの書類が同一の場合AとBを兼ねて提出いただけます。

C 在留資格が家族滞在の場合、「日本国の小学校及び中学校の卒業証書の写し又は卒業証明書」も併せて提出してください。

※5 奈良工業高等専門学校の学生は在学証明書(学生課横、自動発券機で発行可能)が必要です。

保護者等(親権者等)全員、税の申告が必要です!

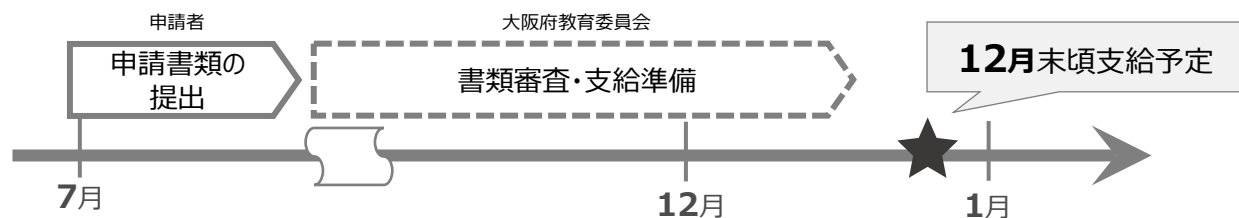
収入が0円である場合も申告が必要です。

課税証明書を発行してもらう前に必ず申告してください。

母は無職(又はアルバイト)で父の扶養に入っているけど、それでも申告は必要?

必要です!

申請から支給までの流れ



●必要事項を記入のうえ、必要書類を添付して大阪府へ直接郵送してください。

●提出期限: 1次締切: 令和8年9月11日(金) 2次締切: 令和8年10月30日(金)

※ 締切を過ぎると受付できない場合があります。

●郵送先: 〒540-8571 大阪府中央区大手前2丁目

大阪府教育庁施設財務課 歳入グループ 奨学給付金担当 宛

●審査結果や振込日は、12月中旬頃に学校を通じてお渡しする通知書でご確認いただけます。
支給は12月末頃を予定しています。

⑧ 申請書の提出が遅れた場合、支給日も遅れる可能性があります。

●生徒が在籍する高等学校等の学校徴収金に未納又は未収金がある場合は、**給付金を充当**します。

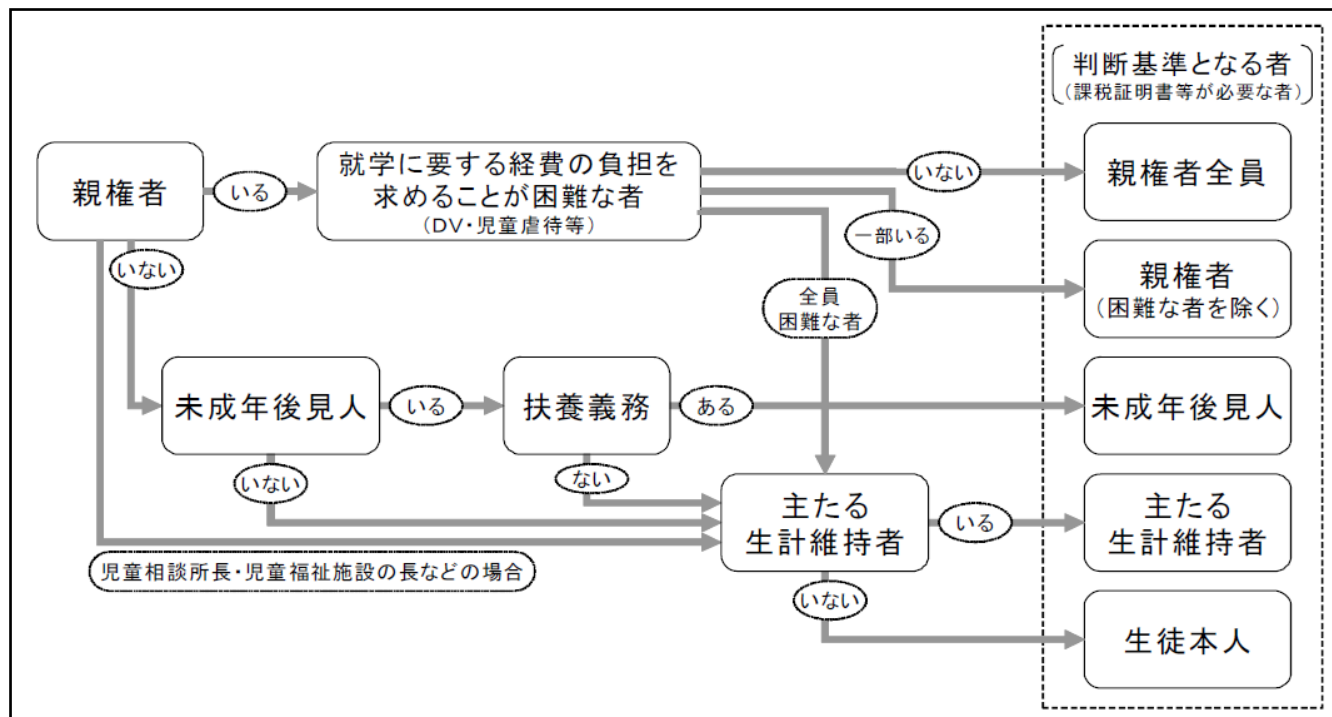
給付金額

区分	対象生徒の区分	給付金額	
		全日制・定時制	通信制
1	生活保護(生業扶助)受給世帯に扶養されている生徒	32,300円	
2	保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合計額が非課税(0円)世帯に扶養されている生徒	143,700円	50,500円
3	保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額 100円以上、105,500円未満である世帯に扶養されている生徒(※6)	47,900円	16,830円
4	105,500円以上、182,500円未満である世帯に扶養されている生徒(※6)	35,930円	12,630円

※6 高等学校等就学支援金の認定者が対象となります。(経過措置を除く。)

●給付の審査結果や振込日は、12月末頃に学校を通じてお渡しする通知書でご確認いただけます。

保護者等(親権者等)の考え方



お問合せ先

【制度の概要などに関すること】

◎大阪府教育庁 施設財務課 奨学のための給付金担当

TEL: 06-6941-0351(代) FAX: 06-6946-1141

大阪府ホームページ「大阪府国公立高等学校等奨学のための給付金について」

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kyoishisetsu/kyufukin/>

◎大阪府 府民お問合せセンター ピピっとライン

TEL: 06-6910-8001 FAX: 06-6910-8005



対象区分確認シート

7月1日現在において、生徒は、就学支援金等の支給を受ける資格を有していますか。
もしくは、高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)の補助対象ですか。

はい

いいえ

対象外です。

7月1日現在、保護者等の居住地は大阪府ですか。

はい

いいえ

両親のうち一方が府内
もう一方が府外

世帯の生活の本拠は、大阪府内ですか。

はい

いいえ

大阪府では対象外です。
保護者等のお住まいの
都道府県にお問い合わせ
ください。

7月1日現在、生徒は学校に在籍していますか。

はい

いいえ

対象外です。

7月1日現在、生活保護(生業扶助)を受給していますか。

受給している

受給していない

又は生活保護を受給しているが
生徒が生業扶助を受けていない

令和8年度の保護者等全員の道府県民税及び市町村民税の「所得割額」が非課税(0円)ですか。

はい

いいえ

就学支援金(経過措置)、高校生等・新修学支援制度の支給を受ける資格
を有しているか、高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)
【旧制度】の補助対象ですか。

いいえ

令和8年度の保護者等全員の道府県民税及び市町村民税の
「所得割額」は以下のいずれかですか。

105,500円未満

105,500円以上、
182,500円未満

182,500円以上

はい

区分1

区分2

区分3

区分4

対象外

各区分の金額等については、P.3【給付金額】をご参照ください。

記入日 令和 年 月 日

大阪府教育委員会教育長様

奨学のための給付金受給申請書

●受給対象となる生徒に関する事項（ボールペンで記載してください ※鉛筆・シャーペン・消せるボールペンでの記入は不可）

生徒が在学する 学校の名称等	奈良工業高等専門学校		学校の種類・課程・学科 ☐ 全日制 ☐ 定時制 ☐ 通信制	
	年	工学科	番	
フリガナ				生徒の生年月日（西暦）
生徒名				年 月 日
在学期間	年 月 日 ～ 現在			
過去の在籍状況 過去、在籍校以外に 日本国の高等学校等 に在籍していれば 下段へ記入	☐ 過去に上記の高等学校以外の高等学校等に在学したことはありません。			
	学校 名	☐ 全日制 ☐ 定時制 ☐ 通信制	在学 期間	～ 年 月 日 異動 理由
				☐ 転学 ☐ 退学

大阪府国公立高等学校等奨学のための給付金支給要綱に基づき、令和8年度の奨学のための給付金（以下、「給付金」という。）の受給を申請します。

☐ 給付金の受給申請にあたっては、次の①～⑩の事項をすべて確認しています。（左に✓）

- ① この申請書の記載内容や添付書類等に虚偽や不正はありません。
- ② 上記の生徒について他の都道府県に対して保護者等のいずれもが給付金の申請を行っていません。
- ③ 上記の生徒は、児童福祉法による児童入所施設措置費の支弁対象（里親を含む）ではありません。
- ④ ☐ 上記の生徒が在籍する高等学校等の学校徴収金に未納又は未収金がある場合は、給付金を充当することに同意します。（上記の☒と下記の署名をもって委任します。）
- ⑤ 給付金の審査に関し他の都道府県と情報交換を行うこと、また給付金と併給調整が必要な地方公共団体の奨学金等がある場合は、当該団体に対して情報提供を行うことに同意します。
- ⑥ この申請書の記入内容に変更が生じた場合は速やかに届出します。
- ⑦ 給付金の審査に関し、在学する学校に対して在学状況等の確認を行うことに同意します。
- ⑧ 給付金に関する調査又は報告を求められた場合は、それに応じます。
- ⑨ 給付金の受給に関し虚偽や不正があった場合は、給付金の全額を直ちに返還します。
- ⑩ 修正申告や更正決定等により、提出した課税証明書等の内容に変更があった場合は、速やかに届出します。

●申請者（保護者等）に関する事項（この欄と上の生徒名及び✓は必ず申請者が直筆で記入してください。）

フリガナ			生徒 との 続柄	☐ 親権者（父） ☐ 親権者（母） ☐ 生徒本人 ☐ 未成年後見人 ☐ 主たる生計維持者（ ）
申請者名				
7月1日現在の 住所	（〒 — ） 大阪府			
連絡先	①自宅・職場・携帯（ — — ）		②自宅・職場・携帯（ — — ）	

●申請者以外の保護者等に関する事項

フリガナ			生徒 との 続柄	☐ 親権者（父） ☐ 親権者（母） ☐ 生徒本人 ☐ 未成年後見人 ☐ 主たる生計維持者（ ）
申請者名				
7月1日現在の 住所	（〒 — ）		☐ 申請者の住所と同じ	
連絡先	①自宅・職場・携帯（ — — ）		②自宅・職場・携帯（ — — ）	

学校 記入欄	学校 番号	生徒 番号	学校 受付日	年 月 日	☐ 学び直し支援金 年 月～
-----------	----------	----------	-----------	-------	--

(様式第1号の3) 奨学のための給付金・国公立高等学校等用(専攻科を除く)

■生徒の国籍・在留資格について

【1】 令和8年7月1日時点の高校生等本人の国籍を以下のとおり申請します。

①	☐	日本国	以下を添付します ① 住民票の写しの原本 令和8年7月1日以降に発行されて申請日より3ヶ月前以内の発行のもの
②	☐	日本国以外	以下のいずれかを添付します ② 住民票の写しの原本 ※国籍・在留資格・在留期間が記載されたもの 令和8年7月1日以降に発行されて申請日より3ヶ月前以内の発行のもの ③ 特別永住者証明書の写し ④ 在留カードの写し ⑤ 日本国の小学校の卒業証書の写し又は卒業証書 ⑥ 日本国の中学校の卒業証書の写し又は卒業証書

【1】で②「日本国以外」に✓チェックされた方は、下記【2】の該当する項目に✓チェックしてください。

【2】 高校生等本人の在留資格を以下のとおり申請します。			必要書類
③	☐	特別永住者	➡ ②か③
④	☐	永住者	➡ ②か④
⑤	☐	日本人の配偶者	➡ ②か④
⑥	☐	永住者の配偶者	➡ ②か④
⑦	☐	定住者で日本に永住する意思があります。	➡ ②か④
⑧	☐	家族滞在で日本国の小学校と日本国の中学校を卒業しました。 また、日本国で就労する意思があります。	➡ ②か④+ ⑤と⑥
⑨	☐	③～⑧には当てはまりませんが、留学等の在留資格があります。	➡ ②か④

※ ⑨に該当する令和8年4月の新入学生は給付金対象外となります。

■申請する区分(該当する項目に✓チェックしてください。)

申請区分	
①	☐ 7月1日現在、生徒は「生活保護における生業扶助(高等学校等就学費)(以下、生業扶助という。)」を受給しています。
②	☐ 保護者等全員の令和8年度道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合計額が非課税(0円)の世帯です。7月1日現在、生徒は生業扶助を受給していません。
③	☐ 保護者等全員の令和8年度道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合計額が100円以上、105,500円未満の世帯です。7月1日現在、生徒は生業扶助を受給していません。
④	☐ 保護者等全員の令和8年度道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合計額が105,500円以上、182,500円未満の世帯です。7月1日現在、生徒は生業扶助を受給していません。

※③、④は高等学校等就学支援金認定者が対象 ※経過措置を除く

■添付する資料について(下記ご確認いただき申請書と併せて提出してください。)

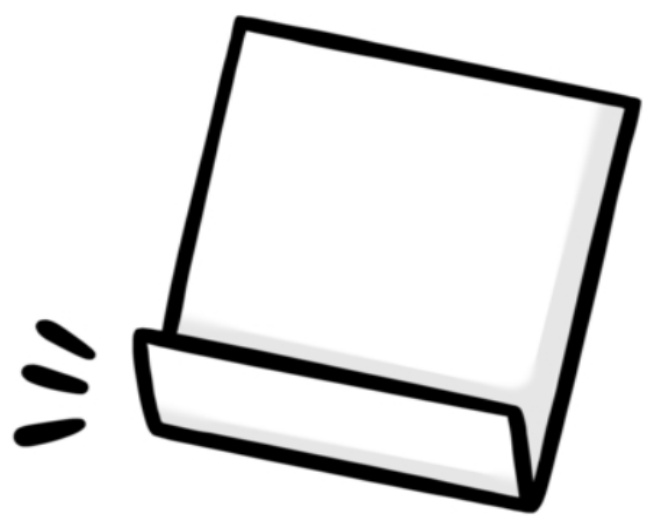
● 生徒の国籍や在留資格に係る書類	➡	【1】に記載の該当文書を添付してください。
● 申請する区分①に該当	➡	生活保護受給証明書 令和8年7月1日以降に発行されて申請日より3ヶ月前以内の発行のもの
● 申請する区分②～④に該当	➡	課税(非課税)証明書の原本(※税の申告がなされたもの) 令和8年7月1日以降に発行されて申請日より3ヶ月前以内の発行のもの 特別徴収税額の決定通知書(納税義務者用)のコピー (※分割せず1枚の紙に収まるように印刷してください) 納税通知書のコピー(※全ページのコピーが必要です)
● 給付金の振込口座に関する情報	➡	通帳などの写し(3ページ目に貼り付けて提出してください。)
● 高等学校等の在学を証明する書類	➡	在学証明書(お通いの学校を介さずに申請する場合)

■ 給付金の振込口座に関する事項

金融機関 名称	銀行 金庫 組合	本店 支店 出張所	☐ 普通 ☐ 当座	口座番号 (7桁)															
口座名義人 カタカナ	※必ず左端から記入し濁点・半濁点は1文字とし、名前の区切りでは1文字分あけてください。																		

通帳等の写し貼付欄

- ① 金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人（カタカナ）が
確認できる面のコピーを貼り付けてください。
- ② 通帳が発行されない場合、上記内容を確認できる
ログイン後の画面やキャッシュカードのコピー等を
貼り付けてください。
- ③ 申請者名義以外の口座での申請も可能です。
- ④ この振込口座は、普通預金又は当座預金に限ります。
- ⑤ 通帳等写しがはみ出す場合は通帳等の写しを下記図
のように折り返して貼り付けてください。



奨学のための給付金(通常給付) 申請書記入例

1枚目オモテ

様式1-3 (その1) 奨学のための給付金・国公立高等学校等用 (専攻科を除く)

実際に記入する日付を記入。 → 記入日 **令和8年7月15日**

大阪府教育委員会教育長様

奨学のための給付金受給申請書

●受給対象となる生徒に関する事項 (ボールペンで記載してください ※鉛筆・シャープペン・消せるボールペンでの記入は不可)

大阪府立●● 高等学校

年 1 組 1 番

オオサカ タロウ

大阪 太郎

学校の種類・課程・学科 ☒ 全日制 ☐ 定時制 ☐ 通信制

生徒の生年月日 (西暦) 2009 年 5 月 1 日

在学期間 2025 年 4 月 1 日 ~ 現在

過去の在籍状況 ☒ 過去に上記の高等学校以外の高等学校等に在学したことはありません。

学校名 ☐ 全日制 ☐ 定時制 ☐ 通信制 在学期間 ~ 年 月 日 異動理由 ☐ 転学 ☐ 退学

①~⑩までをよく読みチェック。

大阪府国公立高等学校等奨学のための給付金支給要綱に基づき、令和8年度の奨学のための給付金(以下、「給付金」という。)の受給を申請します。

☒ 給付金の受給申請にあたっては、次の①~⑩の事項をすべて確認しています。(左に✓)

① この申請書の記載内容や添付書類等に虚偽や不正はありません。

② 上記の生徒について他の都道府県に対して保護者等のいずれもが給付金の申請を行っていません。

③ 上記の生徒は、児童福祉法による児童入所施設措置費の支弁対象(里親を含む)ではありません。

④ 上記の生徒が在籍する高等学校等の学校徴収金に未納又は未収金がある場合は、給付金を充当することに同意します。(上記の☑と下記の署名をもって委任します。)

⑤ 給付金の受給に関し虚偽や不正があった場合は、給付金の全額を直ちに返還します。

⑥ 修正申告や更正決定等により、提出した課税証明書等の内容に変更があった場合は、速やかに届出します。

●申請者(保護者等)に関する事項 (この欄と上の生徒名及び✓は必ず申請者が直筆で記入してください。)

フリガナ オオサカ イチロウ

申請者名 大阪 一郎

生徒との続柄 ☒ 親権者(父) ☐ 親権者(母) ☐ 生徒本人 ☐ 未成年後見人 ☐ 主たる生計維持者()

7月1日現在の住所 (〒584-8571) 大阪府 大阪市中央区大手前2丁目

連絡先 ①自宅・職場・携帯 (012-3456-7890) ②自宅・職場・携帯 (0123-456-7890)

●申請者以外の保護者等に関する事項

フリガナ オオサカ ハナコ

申請者名 大阪 花子

生徒との続柄 ☐ 親権者(父) ☒ 親権者(母) ☐ 生徒本人 ☐ 未成年後見人 ☐ 主たる生計維持者()

7月1日現在の住所 (〒) ☒ 申請者の住所と同じ

連絡先 ①自宅・職場・携帯 (123-4567-8901) ②自宅・職場・携帯 ()

学校記入欄 学校番号 生徒番号 学校受付 上の申請者と住所が同じ場合はチェック。(記入が省略できます。)

- 1/3 -

1枚目ウラ

令和8年7月1日現在の生徒の国籍をチェック。

●生徒の国籍・在留資格について

【1】令和8年7月1日時点の高校生等本人の国籍を以下のとおり申請します。

① ☐ 日本国	以下を添付します ④ 住民票の写しの原本 令和8年7月1日以降に発行されて申請日より3ヶ月前以内の発行のもの
② ☒ 日本国以外	以下のいずれかを添付します ⑤ 住民票の写しの原本 ※国籍・在留資格・在留期間が記載されたもの 令和8年7月1日以降に発行されて申請日より3ヶ月前以内の発行のもの ⑥ 特別永住者証明書の写し # ⑦ 在留カードの写し ⑧ 日本国の小学校の卒業証書の写し又は卒業証書 ⑨ 日本国の中学校の卒業証書の写し又は卒業証書

【1】で②「日本国以外」に✓チェックされた方は、下記【2】の該当する項目に✓チェックしてください。

【2】高校生等本人の在留資格を以下のとおり申請します。

③ ☒ 特別永住者	必要書類 ⑧か⑨
④ ☐ 永住者	⑧か⑨
⑤ ☐ 日本人の配偶者	⑧か⑨
⑥ ☐ 在留資格なし	⑧か⑨
⑦ ☐ 定住者で日本に永住する家族滞在で日本国の小学校または、日本国で就労する	⑧か⑨
⑧ ☐ ①~⑦には当てはまりませんが、留学等の在留資格があります。	⑧か⑨

※ ⑧に該当する令和8年4月の新入学生は給付金対象外となります。

●申請する区分 (該当する項目に✓チェックしてください。)

申請区分

① ☐ 生活保護(生業扶助)を受給している場合は①、生徒の保護者等全員の令和8年度住民税の所得割額が該当する場合、②~④の該当する項目をチェック。
② ☒ 生活保護(生業扶助)を受給している場合は①、生徒の保護者等全員の令和8年度住民税の所得割額が該当する場合、②~④の該当する項目をチェック。
③ ☐ 生活保護(生業扶助)を受給していない場合は①、生徒の保護者等全員の令和8年度住民税の所得割額が該当する場合、②~④の該当する項目をチェック。
④ ☐ 生活保護(生業扶助)を受給していない場合は①、生徒の保護者等全員の令和8年度住民税の所得割額が該当する場合、②~④の該当する項目をチェック。

※ ③、④は高等学校等就学支援金認定者が対象 ※経過措置を除く

●添付する資料について (下記で確認いただき申請書と併せて提出してください。)

● 生徒の国籍や在留資格に係る書類	- 【1】に記載の該当文書を添付してください。
● 申請する区分①に該当	- 生活保護受給証明書 令和8年7月1日以降に発行されて申請日より3ヶ月前以内の発行のもの
● 申請する区分②~④に該当	- 課税(非課税)証明書の原本(※税の申告がなされたもの) 令和8年7月1日以降に発行されて申請日より3ヶ月前以内の発行のもの 特別徴収税額の決定通知書(納税義務者用)のコピー (※分割せず1枚の紙に収まるように印刷してください) 納税通知書のコピー (※全ページのコピーが必要です)
● 給付金の振込口座に関する情報	- 通帳などの写し (3ページ目に貼り付けて提出してください。)
● 高等学校等の在学を証明する書類	- 在学証明書(お通いの学校を介さずに申請する場合)

- 2/3 -

奨学のための給付金(通常給付) 申請書記入例

2枚目オモテ

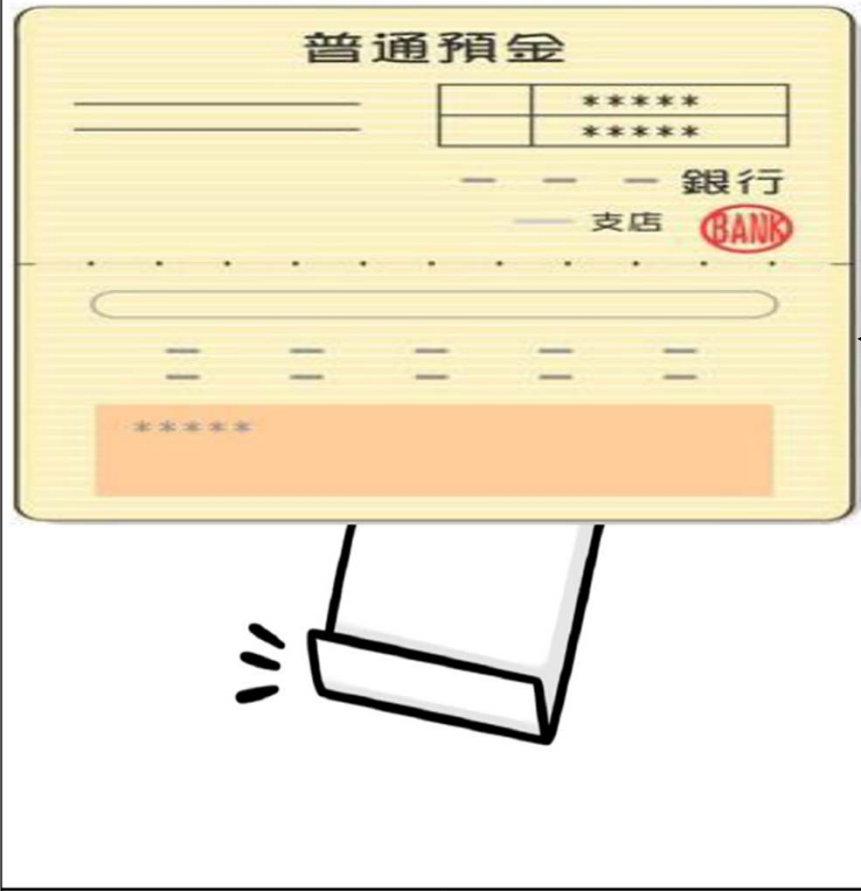
様式1-3 (その3) 奨学のための給付金・国公立高等学校等用 (専攻科を除く)

■ 給付金の振込口座に関する事項

金融機関 名称	大阪	銀行 金庫 組合	大阪	本店 支店 出張所	☒ 普通 ☐ 当座	口座番号 (7桁)	0	1	2	3	4	5	6	
口座名義人 カタカナ	※必ず左端から記入し濁点・半濁点は1文字とし、名前の区切りでは1文字分あけてください。													
	オ	オ	サ	カ		イ	チ	ロ	ウ					

通帳等の写し貼付欄

① 金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人(カタカナ)が



振込を希望する口座の通帳等の写しを
貼り付けてください。
生徒本人や、保護者以外の名義でも指定可能です。
・金融機関名
・預金種別
・口座番号
・口座名義人(カナ)
のわかる部分の写しを必ず貼り付けてください。

大阪府国公立高等学校等奨学のための給付金の提出書類について

●奨学のための給付金をご申請の生活保護受給世帯の方へ

- ・申請に必要な証明書は、令和 8 年 7 月 1 日以降に発行された生活保護受給証明書の原本です。
- ・令和 8 年 7 月 1 日現在の生活保護の受給状況（停止、廃止している場合はその日）、生業扶助の受給状況、世帯全員の名前、生年月日、続柄の記載が必要です。
- ・発行日は上記の日以降に発行されて且つ申請書記入日より 3 カ月前以降に発行されたものが必要です。
(令和 8 年 10 月 30 日が申請書記入日であれば、令和 8 年 7 月 30 日以降に発行されたもの。)
- ・記載がない部分がある場合、再提出をお願いすることがありますので、ご注意ください。
- ・生活保護受給証明書の発行についてご心配がある方は、この紙を証明書発行担当の方へお渡しください。

●生活保護受給証明書等発行担当の方へ

- ・大阪府国公立高等学校等奨学のための給付金を支給するに際し、
生活保護（生業扶助）の受給の有無を確認する必要があります。
- ・令和 8 年 7 月 1 日現在の生活保護受給状況（停止、廃止している場合はその日）、生徒の生業扶助受給状況、世帯全員の名前、生年月日、続柄が確認できる生活保護受給証明書の発行をお願いいたします。
- ・未記載の部分がある場合、申請者の方に再提出をお願いすることがありますので、ご注意くださいますようお願いいたします。
- ・令和 8 年 7 月 1 日現在で生徒に対して生業扶助が措置されていない場合、生業扶助が措置されない理由等について確認させていただくことがございます。ご協力をお願いいたします。
- ・不明点等ございましたら、下記連絡先までお問い合わせください。

＜本件連絡先＞

担 当：大阪府教育庁 施設財務課 歳入グループ

TEL：06-6941-0351(代表) 内線：6913 又は 6914

FAX：06-6946-1141

所得割額の確認方法(課税証明書)

背面に面してあります。

令和7年度市民税・府民税・森林環境税証明書
(令和7年度分の所得証明書)

住所 〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号
令和7年1月1日現在 同上
住所(所在地) 〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号
氏名 〇〇 〇〇 〇〇

市民税・府民税・森林環境税(円)	所得割額	均等割額	税額	年税額
市民税	46,100	3,000	49,100	
府民税	1,500	1,300	2,800	
森林環境税			1,000	

所税金額(円)
給付金控除
給付所得

合計

以下、参考

所得控除額(円)

社会保険料	専業主婦・ひとり親	配偶者特別
小規模共済等掛金	勤労学生	基礎控除
生命保険料	障害者・扶養	基礎控除
地震保険料		基礎控除

税額控除額(円)

区	市民税	府民税	区	市民税	府民税
調整控除	2,000	500	所得割調整	0	0
控除	0	0	所得割調整	0	0
住宅借入金等特別控除	0	0	所得割調整	0	0

税額控除額(円)

区	市民税	府民税	区	市民税	府民税
調整控除	2,000	500	所得割調整	0	0
控除	0	0	所得割調整	0	0
住宅借入金等特別控除	0	0	所得割調整	0	0

特別徴収(内国債) 〇〇円
特別徴収(内国債) 〇〇円
合計(本人控除) 〇〇円

(備考) 〇〇 〇〇

参考: 指定都市以外の所得割の標準税率に基づいた税額及び税額控除額(※)は、本証明書に記されていない場合があります。

区	市民税	府民税	区	市民税	府民税
調整控除	4,600	3,000	所得割調整	7,600	
控除	3,000	1,300	所得割調整	4,300	
森林環境税			所得割調整	1,000	

区

区	市民税	府民税	区	市民税	府民税
調整控除	4,600	3,000	所得割調整	7,600	
控除	3,000	1,300	所得割調整	4,300	
森林環境税			所得割調整	1,000	

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和7年7月2日

大阪市長

本書には不正防止印を

★コピー機で印刷したものは受付できません。

例の書類はコピーしたものなので紙に複写と表示されています。

○発行年度が申請したいものとあっているか確認
(前倒しは令和7年度、通常・家計急変は令和8年度のものです。)

○納税義務者が申請者様及び申請者以外の保護者様のものを提出してください。

○(※大阪市の課税証明書を例に説明しています。)
所得割額は都道府県民税(ここで言う府民税)と市町村民税(ここで言う市民税)で異なります。※均等割額は参照しません。

大阪市の課税証明書では上段の「市民税・府民税・森林環境税」の欄に記載されている所得割額を参照してください。

(注)下段の「(参考)指定都市以外の所得割の標準税額に基づいた税額及び税額控除額」の欄は参考値となるため参照するところではありません。
※政令指定都市の場合に表示されます。

【計算例】

生徒には親権者(父、母)の二名がいて、父の所得割額は左の証明書の額、母の所得割額は5,000円の場合、

(父)府税(都道府県民税) 6,100円
(父)市税(市町村民税) 1,500円 合計7,600円

母の所得割額の合計額は府税、市税併せて5,000円の場合、世帯の所得割額の合計は(父)7,600円+(母)5,000円=12,600円となります。

生徒が新制度対象者である場合、課税区分①の対象者となります。

※対象区分については申請書をご確認ください。

○申請書の申請日から3ヶ月以内、且つ基準日以降に発行されたものか確認してください。※下記の例のとおりです。

【前倒し】令和8年7月8日申請であれば令和8年4月8日以降に発行されたもの。

【通常】令和8年7月24日申請であれば令和8年7月1日以降に発行されたもの。

所得割額の確認方法(納税通知書)

松原市 令和7年度 市民税・府民税・森林環境税 納税通知書

令和7年6月3日

大阪府松原市長
澤井 宏文

通知書番号

10000701

期別	納付額(円)	納期限
第1期		令和7年6月30日
第2期		令和7年9月1日
第3期		令和7年10月31日
第4期		令和7年12月22日

年税額
給与所得控除税額
公的年金等所得控除税額
普通徴収税額
配当等所得不足額
充当又は委託納付額

同一
番号

公的年金の種別	支払者の氏名	特別徴収税額(仮徴収)	特別徴収税額(本徴収)	支払者の法人番号	翌年度仮特別徴収税額
令和7年4月					
令和7年6月					
令和7年8月					

松原市 令和7年度 市民税・府民税・森林環境税 課税明細書

通知書番号

所得金額(円)	所得控除額(円)	課税標準額
給与(調整控除後) 【以下余白】	社会保険料 本人該当 扶養 基礎 【以下余白】	総所得 【以下余白】
合計所得額(円)	控除額合計	課税標準額 【以下余白】
給与収入額	調整控除 【以下余白】	市民税 調整控除 【以下余白】
公的年金等収入額	市民税	府民税 調整控除 【以下余白】
特別徴収額(円)		
繰越損失額(円)		

○発行年度が申請したいものとあっているか確認してください。
(前倒しは令和7年度、通常・家計急変は令和8年度のものです。)

○納税義務者が申請者様及び申請者以外の保護者様のものを提出してください。

○通知書が全て揃っているか確認してください。
本件例ではわかりにくいですが、右下にページ数を確認の上、全てのページを提出してください。

※切り離しておられる場合は何枚かに分けたコピーを提出
いただいて問題ございませんが、上記のとおり同一性が確
認できない場合は、再提出を依頼する可能性があります。

○参考例記載の所得割額は右下の(市民税)122,300円
及び(府民税)81,500円になります。

計算方法は課税証明書のページでご確認ください。

※対象区分については申請書をご確認ください。

○所得割額はこちらの2箇所をご参照ください。

この例ですと市民税:122,300円+府民税:81,500円
の合計203,800円となります。

○課税証明書と同じく自治体で書式が異なるため、所得割
額の記載されている欄の場所が異なることもあります。

